

第二次食糧緊急対策

(昭二二・六一九)

第一 経済復興会議、農業復興会議の板橋水驛出國民運動の展開への期待

生産農民の救國の眞情と町々の經濟復興会議、農業復興会議の國民運動展開を中心として左の救援水驛も運動の急速な実現を期する。

一、經営、農営は全戸五七百萬農家にかけ
各戸一千石の寄附による救援水驛運動を起す。
二、而復農会議は傘下團体中適当なものを選び各郡落毎に取まとめて右救援水の集荷促進に当らせると次に急速に傘下團体相場力農家に対する現地平ガリ運動を展開する。

三、政府は本運動の急速円滑な進展に賛する爲、本運動に應えて起つた農家公私の方資を放出することとし
而復と協議の上その各都道府縣別配給を実施する。
・室素質肥料

約

仙

一〇、〇〇〇。又

庚

尚、經営は傘下團体を通じ政府割当生産資材を借用せしして製造した農家用品で政府の証明を受けたもの提狀を受け前項の放出物資中に入之使用する。
四、而復は傘下團体中適當なものを選び放出物資の特別販賣事務に当らせる。

右放出物資は二十一年產米の一〇〇%供出農家が本救援水の寄附を実行した場合に限り政府の定める一

定の基準に依り当該農家に特別配給を実施するものとする。

五、經復は特に全下輸送關係團体を通じ本運動の沿港迅速な進展に資するよう集荷水及特別配給用放出物資の輸送の迅速円滑化を図るものとする。

六、本運動に依り集荷せられた米は當面の各地の主食需要事情に應じ政府は西復に連絡の上その配給計画を樹てるものとするも主として困窮者救援食糧などとの用途に充てることとする。但し食糧管理局は又障つたる限り經復の申出に應じ本運動に進用物資の提供へ対し当該工場労務者労動加配主食についてその基準配給量の範圍内で其の一額の充当用に使用するこ

とが出来るものとする。

七、本運動に依り集荷せられた米は、政府より西復から買上げを行ふ。

西復は政府から交付を受けた本寄附米の代金を夫々本授受米等附を実行しつゝ各部落に對し還元し専らその部落販賣に充てさせよう指導する。

八、本運動の実施期間は明日より開始し八月末日迄とする。

第二、消費者團体主導代管配給

消費大都市方面自家農園栽培などを中心とする目標とし當面の主食配給を充実することを條件として特殊調査團

旨どのお主食代替配給制を実施する。

一、當日

國產罐詰、加工水産物、甘味西蘭へ水飴、西利鶏、ス-

二、代替数量及び代替比率

1. 代替等に於く右番目の数量は、原則として家庭配給等の他緊急部門との割当予定量以外の部分から抽出し得る数量に限る。

三、代替配給の手続

1. 代替配給希望者は当該都道府縣に於て毎月季め別に定める期日迄に当時の所長する食糧空團配給所に翌

2. 代替配給の手續

1. 代替配給希望者は当該都道府縣に於て毎月季め別に定める期日迄に当時の所長する食糧空團配給所に翌

3. 代替配給の手續

1. 月分の代替配給の希望を申出でし、販路所はこれに基き代替品目別、時期別に取扱い業者を通じて主務官廳に申告する。

4. 代替配給の手續

1. 主務官廳は右の申告を基礎とし、其へ傍は食糧空團配給所に於いて本敷通帳を提出して代替配給の記帳を受け、代金賄入券を交付し、其を右購入券の記載に依り支拂額へ券を交換し、其を右購入券の記載に依り当該品目の販路所舗へ提示しこれに引換えて西目を入手する。

四、價格

六 実施期間

七月より十月三十一日止とし、毎日の実績と併せて申出の状況を勘案し、適宜期間を延長又は縮短する事がある。

七-2 実施地域

さし当り大都市に限定して実施する。その趣つせ城においても農林大臣の承認を受け、補遺付辦記事が定めることとする。

第三 食用油脂の臨時輸入

当面最も燃費的の困難を予想せらる、消費大都市方面に対し、専ら軍の好んで甚く輸入コブタから榨油した食

用油脂の時時輸入を行う。

二 将配数量

一人 二三〇 及へ約一丘合二ヘ約二四〇 カロ

二 特定実施期間

八月下旬から開始し次月三十日で終る。

二 特定実施地域

大阪市・福岡市を含むこと其の隣接地域

第四 塩の農繁期臨時特配

農繁期に当り生産農民の生理的 requirement に應へその再生産力確保の一助たらしめ石ため、聯合軍の好意に基く輸入塩から捻出し、相当量の塩の一般農家臨時特配を行ふ。

一 特配数量

平均一世帯当たり 三升

二 特配対象農家

全國食糧供出村聚約三百二十万農家

三 時限実施期間

七月下旬から開始し八月三十日に終り。

前 本措置は第一に依る救援米陳出國民運動の展開にあたつての経済復興會議、農業復興會議からの要望に

應へたものであるので塩配給機関は末端配給の実施にあたり特に兩復興會議の選んだ第一の二ヶ救援米集荷組連絡用と連絡協議の上第一の救援米陳出運動の進展と密接に結びつくよう適当な措置を講ずる。